

違法伐採対策推進のための日本の木材調達政策に対する SGEC の対応

中川清郎¹

¹ 「緑の循環」認証会議 東京都千代田区平河町 2-7-5 砂防会館 2F、102-0093

要約

SGEC（緑の循環認証会議）は、日本の林業・林産業をはじめ、環境NGO、市民団体等の参加を得て 2003 年に発足し、森林認証およびCOC(分別・表示)を一体的に行う日本独自の認証システムで、すでに 33 万haを越える森林を認証し、広い支持を得ている。SGEC認証材は合法性、持続可能性を証明でき、グリーン調達の条件に叶う。SGECは違法伐採対策推進のための日本の木材調達政策に貢献できると考えている。

キーワード：SGEC、緑の循環認証、森林認証・分別表示、グリーン調達

1. 日本の森林経営と木材を巡るグリーン購入

日本における森林経営が目標とするところは、森林・林業基本法が目指す森林の有する多面的機能の発揮および林業の持続的かつ健全な発展であり、進め方は森林法の定める森林施業計画制度を基本としている。

即ち政府の作成になる森林・林業基本計画をもとに、地方自治体が作成する森林計画、森林整備計画に基づき、森林所有者等は、単独又は共同で自発的意思に基づいた森林施業に関する5年間の計画を作成し、これを市町村長等の認定を受ける。森林施業計画制度は、その計画に基づいて計画的

- ・ 合理的な施業が行われることを行うことを期待するものである。

一方、グリーン購入法の導入により、日本政府はグリーン購入法に基づいて、政府調達の対象とする木材・木材製品について、合法性や持続可能性が証明されたものを優先する措置を導入し、定義、対象品目などの詳細を定めた。また政府は、グリーン購入法に基づく政府調達の対象となる木材・木材製品の合法性の証明方法のガイドラインを作り、業界・企業の積極的取り組みを支援する姿勢を示している。

2. 日本のガイドラインと証明書の関係

合法性の証明方法のガイドラインには、事業者独自に証明する方法のほか、森林認証の認証マークによる方法が示されている。ここに述べるSGEC（Sustainable Green Ecosystem Council）（通称；緑の循環認証会議）もその一例として表示されている。

日本の森林認証への取り組みは立ち遅れていたが、FSCの日本進出が刺激となって日本に相応しい認証を立ち上げようとする動きが先ず林業・林産業の中から生まれ、これに日本国内の各種NGO、市民団体などが加わり事前検討を経て、2003年6月3日「緑の循環認証会議」（SGEC）が創設され、その日から活動が始まったものである。SGECは森林をこれから指向する循環型社会の要素としてしっかり位置づけることが必要であると考え、そのためには森林の管理水準を高め、認証木材が日本の持続可能な管理を行っている森林からの生産物であることを社会が認知して利用してもらう仕組みを作ろうとするものである。

持続可能な森林管理が行われているかどうかの判断規程には、上記した日本の森林施業計画制度を活用し、さらに国際的評価に耐えるためモニタリングプロセスなどの基準・指標、およびISOなど環境マネジメントシステムを日本の森林経営の現状に即してとり入れ、つぎの7基準36指標を定め、審査のチェックリスト作成の基になるガイドラインを用意している。

- ①基準1 認証対象森林の明示及びその管理方針の確定
- ②基準2 生物多様性の保全
- ③基準3 土壌及び水資源の保全と維持
- ④基準4 森林生態系の生産力及び健全性の維持
- ⑤基準5 持続的森林経営のための法的、制度的枠組み
- ⑥基準6 社会・経済的便益の維持及び増進
- ⑦基準7 モニタリングと情報公開

SGEC認証の対象は森林認証だけでなく、認証森林からの生産物を分別表示するCOC認証を含む。具体的には認証森林では丸太段階で非認証木材と区別し、取引後は認証材の分別・表示の認定事業者が製材・集成材・製紙など製造段階から工務店・住宅メーカー・など需要段階までを扱う。このように森林認証と林産物認証が一体の仕組みであるのがSGECの特徴でもある。

本基準・指標とガイドラインに基づき、各審査機関は独自のガイドラインとチェックリストを定め、審査を行うが、さらに最終的な審査をSGEC監査委員会で行い、審査機関間の統一性と信頼性の確保に努めている。

審査機関の審査と審査判定委員会の判定終了後、さらにSGEC監査委員会の審査を経て、SGEC本部から認定書が交付される。認定書公布後も、審査機関は年1回の管理審査を行うことが義務づけられている。

このように日本政府の定める森林施業計画制度および国際的な持続的森林管理手法に基づき第三者機関が審査するというプロセスを経て発行される認定書は、合法性および持続可能性を証明するものであると考える。

合法性とは、当該国の森林関係法令上合法的に伐採されたものであり、日本の場合森林法その他多くの関係法令規則を含む。SGEC森林認証では、森林認証審査報告書によって合法性を確認でき、文書はSGEC事務局に保管される。持続性とは、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されることであり、森林認証審査報告書によって持続性を確認でき、文書はSGEC事務局に保管する。合法性及び持続性の確保は、審査内容の公表および年一回の管理審査による。

SGEC認証を受けた森林から伐採された材は、全ての加工過程において分別表示され取引され、審査内容の公表と年一回の管理審査によって信頼性が確保される。

3. 今後の課題と展望

SGEC認証システムは、発足後間もないため国際的知名度の不足という批判があり、これを問題点と認識している。今後は国際的認証システムとの情報交換に努めるとともに、認証の国際的基準に対し積極的な評価を求める。

SGECは2003年6月に発足し、以来3年間の認証面積は33万haに達した。これは国産材利用への関心と同時に合法かつ持続性木材としての信頼によるものである。

日本の木材を巡るグリーン調達は今後拡大することを期待され、SGECはこれに積極的に貢献したいと考える。